

# 設備投資減税制度に関するQ & A

## 2026年6月9日版

- このQ&Aは、リースで導入した設備について、設備投資減税制度をご利用いただく際の一般的な留意事項を整理したものです。随時更新をいたします。

### 【国税・地方税】2026年度税制改正

Q1 設備投資減税制度の主な改正内容を教えてください。

A 以下の改正が行われました。

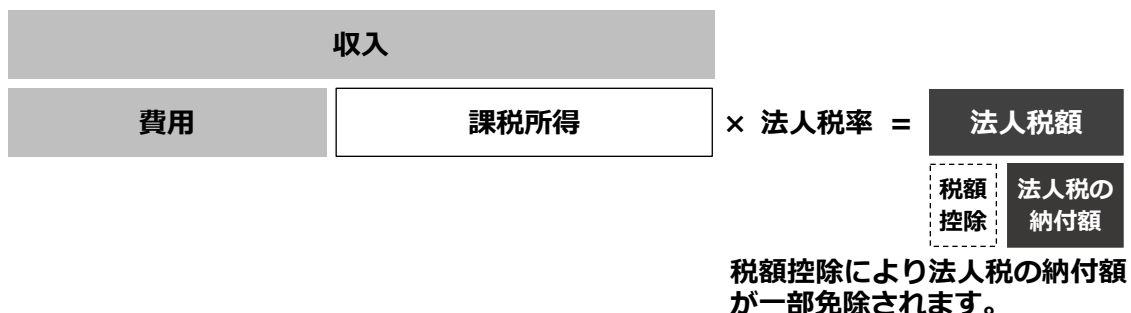
- 特定生産性向上設備等投資促進税制（大胆な投資促進税制）が創設されました。
  - ①対象事業者：企業規模や業種を問わず幅広い事業者が対象
  - ②適用期間：2029年3月31日までに確認を受けた設備投資計画について、確認から5年間に取得する設備が対象
  - ③措置内容：事業者の判断で設備ごとに即時償却（所有権移転外ファイナンス・リースは除く）と税額控除のいずれかを選択適用が可能
- 以下の設備投資減税制度は適用期限が2年延長されました（国税）。
  - ①カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
  - ②地方拠点強化税制
  - ③国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別控除制度
  - ④国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別控除制度
  - ⑤企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の税額控除

### 【国税】税額控除制度

Q2 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。

A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。

#### 【税額控除制度のイメージ図】



**Q3** 税額控除制度を利用する場合の手続きを教えてください。

**A** 税務申告が必要です。確定申告書等に取得価額・控除金額の計算に関する明細書等の書類を添付して申告します。また、税額控除制度を利用するためには、青色申告書を提出する必要があります。

**Q4** 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引なのか教えてください。

**A** 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。一般的なリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

①賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。

②賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

**Q5** 所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。

**A** 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税法上、売買取引があったものとして法人税額又は所得税額の計算を行います。これにより、税法上は賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われることから、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できます。なお、オペレーティング・リース取引で導入した設備は税額控除制度の利用ができません。

**Q6** 中小企業者等であれば税額控除制度を利用することができますか。

**A** 中小企業者等であっても、大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人、大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人）と完全支配関係がある場合、課税所得（過去3年間平均）が15億円超となる場合は、中小企業経営強化税制等の適用ができません。また、指定事業が定められている制度があります。このような制度では、対象設備を指定事業の用に供する必要があります。

また、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制は、一部の設備で税額控除が適用できない場合があります。

**【中小企業経営強化税制の適用不可例】**

①発電用の機械・装置、建物附属設備について、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が1/2を超える場合は税制を適用することができません。

②器具・備品について、医療保険業で用いる医療機器が除かれています。

- ③「コインランドリー業」（共同洗濯設備として病院等の施設内に設置されているものを除く。）の用に供する設備(洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備)又は「暗号資産マイニング業」（主要な事業であるものを除く。）であって、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものは税制の対象外となります。

**Q7** 大企業の不適用措置について教えてください。

**A** カーボンニュートラル投資促進税制、地域未来投資促進税制は大企業が設備を導入した場合も税額控除制度を利用できますが一定の要件を満たす場合、これらの税制を利用することができません。これを「不適用措置」といいます。2026年度税制改正により、適用期限が2028年3月31日まで延長されました。

下記の①～③の全てを満たす資本金1億円超の大企業は不適用措置の対象となります。

- ① 所得金額が前年度所得金額を上回ること
- ② 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること。資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上または、従業員数2,000人超で前年度が黒字の大企業は、継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%以上増加していないこと
- ③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の3割以下に留まること。資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上または、従業員数2,000人超で前年度が黒字の大企業は、国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の4割以下に留まること

注) 特定生産性向上設備等投資促進税制（大胆な投資促進税制）も上記措置が適用となります。

**【地方税】**

**Q8** 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について、リースで設備を導入する際の手続きを教えてください。

**A** ユーザーは先端設備等導入計画の認定を市町村から受ける必要があります。認定申請をする際に「固定資産税軽減計算書」が必要となります。

**① 固定資産税軽減計算書の入手**

- ↓
- 取引リース会社に対して、固定資産税軽減計算書の発行を依頼し、リース事業協会の確認を受けた固定資産税軽減計算書を入手してください。

**② 先端設備導入計画・投資計画の確認**

- ↓
- 先端設備導入計画・投資計画を策定、上記①の固定資産税軽減計算書を添付して認定経営革新等支援機関の確認を受けてください。

**③ 先端設備導入計画の認定**

- ↓
- 設備を設置する市町村に先端設備導入計画の認定申請をして認定を受けてください。申請する際に上記①の固定資産税軽減計算書を添付する必要があります。

#### ④ 設備導入

- 上記③の認定を受けた後、設備を導入してください。

※特例措置に係る固定資産税の申告・納付手続きはリース会社が行うため、ユーザーが固定資産税の申告・納付手続きをする必要はありません。

以上